地割字早渡及び字サンニヤ、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第20地割字荒津内、種市第18地割字小路合、種市第19地割字大久保、種市第17地割字北鹿糠、種市第16地割字南鹿糠、種市第15地割字鹿糠浜、種市第14地割字北玉川、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第８地割字南戸類家、種市第７地割字馬場、種市第６地割字宿戸、字西宿戸及び字西宿戸松内林、種市第５地割字東宿戸、種市第４地割字続石、種市第３地割字小田沢、種市第２地割字八木、種市第１地割字南八木、小子内第２地割字坂ノ下、小子内第４地割字小子内、小子内第６地割字原子内、小子内第７地割字長坂、有家第１地割字宇類以坂、有家第４地割字滝川原、有家第５地割字林山、有家第６地割字座当屋敷、有家第９地割字黒坂、中野第１地割字下向、中野第５地割字城内、中野第６地割字一本木、中野第８地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来並びに中野第７地割字尺沢地内

岩手県久慈市侍浜町桑畑第２地割及び第３地割、侍浜町外屋敷第６地割、侍浜町本町第７地割及び第９地割、侍浜町向町第９地割、侍浜町北野第10地割、侍浜町堀切第10地割、夏井町鳥谷第４地割、第５地割、第６地割及び第７地割並びに夏井町閉伊口第２地割及び第１地割地内

2　使用の部分　青森県三戸郡階上町大字道仏字外窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字上桑木窪、字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第34地割字東平内、種市第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第25地割字早渡及び字サンニヤ、種市第24地割字横手、種市第21地割字板橋、種市第20地割字荒津内、種市第18地割字小路合、種市第19地割字大久保、種市第17地割字北鹿糠、種市第16地割字南鹿糠、種市第15地割字鹿糠浜、種市第14地割字北玉川、種市第11地割字南玉川、種市第10地割字西戸類家、種市第８地割字南戸類家、種市第７地割字馬場、種市第６地割字宿戸、字西宿戸及び字西宿戸松内林、種市第５地割字東宿戸、種市第４地割字続石、種市第３地割字小田沢、種市第２地割字八木、種市第１地割字南八木、小子内第２地割字坂ノ下、小子内第４地割字小子内、小子内第７地割字長坂、有家第１地割字宇類以坂、有家第４地割字滝川原、有家第５地割字林山、有家第26地割字座当屋敷、有家第９地割字黒坂、中野第１地割字下向、中野第５地割字城内、中野第６地割字一本木、中野第８地割字石羽沢、中野第13地割字大粒来並びに中野第７地割字尺沢地内

岩手県久慈市侍浜町桑畑第２地割及び第３地割、侍浜町外屋敷第６地割、侍浜町本町第７地割及び第９地割、侍浜町向町第９地割、侍浜町北野第10地割、侍浜町堀切第10地割、夏井町鳥谷第４地割、第５地割、第６地割及び第７地割並びに夏井町閉伊口第２地割及び第１地割地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内の階上インターチェンジから岩手県久慈市夏井町鳥谷第７地割地内の久慈北インターチェンジまでの延長30.4㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道45号八戸・久慈自動車道（以下「本路線」という。）は、青森県八戸市を起点とし、同県三戸郡階上町、岩手県九戸郡洋野町を経由して久慈市に至る延長約50㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する青森県三戸郡階上町、岩手県九戸郡洋野町及び久慈市（以下「本件地域」という。）は、生鮮水産物の水揚量が多く、生しいたけ、鶏卵等の農産物の生産が盛んであり、これらの農水産物は県内外へ出荷されていたが、平成23年３月11日に発生した東日本大震災により人的被害をはじめ、住家損壊等の被害を受けた地域である。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号の一般道路及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号の一般道路（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には浸水により全面通行止めになるなど、自然災害等による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みの本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線、一般国道45号（三陸北縦貫道路）等と連絡することで、本件地域と重要港湾八戸港等の物流拠点並びに青森県及び岩手県の内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成される。これにより、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることで利便性が向上し、物流が効率化されることなどから、地域経済の活性化が図られ、本件地域の早期復興に寄与することが認められる。また、本件区間に係る本路線が、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年11月及び同年12月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても、環境基準等を満足するなどとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツルカメバソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、ナンブワチガイソウ、センウズモドキ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を